

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年7月21日認可した。

平成29年7月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）成願寺地区
〃	農業基盤整備促進事業（水路改修事業）重永下地区
〃	農業基盤整備促進事業（水路改修事業）原村地区
〃	農業基盤整備促進事業（水路改修事業）西新田地区